

# 企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称： バングラデシュ国都市機能強化事業準備調査

案件番号： 19a00193

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

2019年6月26日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属書として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1. 公示

公示日 2019年6月26日

### 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：バングラデシュ国都市機能強化事業準備調査

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(4) 契約履行期間（予定）：2019年8月下旬 ～ 2020年4月下旬

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

### 4. 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

電子メール宛先：[prtm1@jica.go.jp](mailto:prtm1@jica.go.jp)

担当者：契約第一課 三義 望 [Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp](mailto:Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp)

注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

## 5. 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成 31・32・33 年度全省庁統一資格を有すること。

##### 【経過措置】

2019 年 9 月 30 日までの公示案件について、経過措置を設け、以下の資格等により、平成 31・32・33 年度全省庁統一資格を代替することを認めます。

- 1) 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格
- 2) 機構が 2019 年 3 月までに付与した「整理番号」の所有者

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企

業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6. 説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2019年7月10日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口のとおり（[prtm1@jica.go.jp](mailto:prtm1@jica.go.jp)宛、CC：担当者アドレス）

注1）原則、電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日・公示案件名を必ず記載してください。具体的には、「6月26日公示案件バングラデシュ国都市機能強化事業準備調査準備調査にかかる質問」としてください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として3営業日以内に当機構ホームページ上に行います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ホームページ上に行います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

## 7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2019年7月19日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部  
見積書 正1部 写 1部

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき
- 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## 8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点をそれぞれ技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

### 技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、技術評価点に一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## 2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、小数点第2位まで計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

## 3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

## (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開で開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

また、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2019年7月31日（水） 15時～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 109会議室

- 参加される方は身分証明書をお持ちください。会場の収容人数に比較して、参加希望者が多数となる場合は、競争参加関係者を優先します。

## (4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

### (1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を 2019年8月9日（金） までに各競争参加

者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

## (2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

## (3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができな  
いと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を  
通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して  
契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度  
公示を行う場合があります。

#### (4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み  
頂ければ、日程を調整の上、面談で説明いたします。なお、2週間を過ぎての  
申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

### 10. 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連  
情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有  
する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表  
します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」  
を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものと  
みなさせていただきます。

#### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

##### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、  
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めて  
いること

##### 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

##### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

#### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益  
法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機  
構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

### 11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約して  
いただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行って  
いただきます。

#### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、  
社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協



力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## （2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 12. その他留意事項

### （1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### （2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### （3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

### （4）プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、評価結果通知後 2 週間以内に受け取りに来てください。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### （5）虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 特記仕様書案

### 1. 本業務の背景

バングラデシュ人民共和国（以下「当国」という。）は、急激な都市化が進み2016年時点で国民の約35%（約5,700万人）が都市部に居住している。都市部の人口増加率は年間3.1%と全国平均（同1.1%）を大きく上回り、今後も更なる増加が予想される（世界銀行、2018年）。

当国の地方自治体は、全国に12設置されている中核都市と、地方都市、郡、並びに郡の下に置かれるユニオンに区分される。中核都市及び中核都市に次ぐ規模の地方都市（以下あわせて「都市自治体」という。）は、産業の集積地として国の経済発展を牽引する役割を担う一方、急速な人口増加にインフラ整備が追い付かず、交通渋滞や環境の悪化等の問題が顕在化している。また、都市自治体のインフラ整備にあたっては、完成後の維持管理体制等運営や技術面に係る課題に加え、上位開発計画と個別事業計画の調整不足、事業実施に係る予算承認や土地収用の遅延といった行政能力に係る課題も指摘されている。

当国の「第7次五ヵ年計画」（2016 - 2020年度）では、都市機能の強化に向けた戦略として、包括的な開発計画の策定、中央から地方への権限移譲、都市自治体の能力強化による良質なサービスの提供等を挙げている。また、同計画では、比較的新しく設立された中核都市に特化した課題として、統合排水インフラの整備、効果的な廃棄物管理システムの整備、財政制度や予算策定プロセス改善等を指摘している。

JICAは、「包括的中核都市行政強化事業（以下「ICGP」という。）」（有償資金協力2014年度L/A調印）、「北部総合開発事業（以下「NOBIDEP」という。）」（有償資金協力2014年度L/A調印）、「中核都市機能強化プロジェクト（以下「C4C」という。）」（技術協力2015 - 2020年度）、「地方都市行政能力強化プロジェクト（以下「SPGP」という。）」（技術協力2014 - 2018年度）により、都市自治体のガバナンス改善、インフラ整備の支援を行っており、当国の急速な都市化が進む中、引き続き支援を継続する方針である。

都市機能強化事業（以下「本事業」という。）は、都市自治体による都市開発計画及びインフラ整備に係る行財政能力強化と都市インフラの整備を一体的に支援するものであり、本調査は、当該事業の事業計画、事業費積算、実施体制等、我が国有償資金協力事業の審査に必要な情報収集を行うことを目的として実施するものである。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) 事業名

都市機能強化事業

#### (2) 事業の目的

本事業は、対象都市において、インフラ整備に係る行財政能力強化及び都市インフラの整備を一体的に行うことにより、都市機能の改善を図り、もって対象都市の経済発展及び住民の生活向上に寄与するもの。

#### (3) 事業の概要

本事業の支援対象となるインフラ設備（以下「サブプロジェクト」という。）は、実施段階において、都市インフラのうちニーズの高い以下の1)～5)のセクターから決定される。具体的には、中央政府及び対象都市との協議を踏まえ、本調査においてバングラデシュ側から提出される予定の各セクターのサブプロジェ

クトの候補リストより、上位開発計画との整合性、事業目的、緊急性・必要性、経済便益、実現可能性等の評価指標を総合的に勘案し選定する。

- 1) 道路・橋梁（アスファルト舗装、コンクリート舗装及び右道路に付随する小規模橋梁の新設・改修等）
- 2) 排水施設（排水溝整備等）
- 3) 廃棄物管理（廃棄物管理機材、衛生埋立処分場整備等）
- 4) 給水関連施設（地方都市給水管整備・拡張及び浄水施設整備等）
- 5) その他小規模インフラ（街路灯、公園、コミュニティセンター等。詳細は協力準備調査にて確認する。）

#### （４）対象地域

ナラヤングンジ市、コミラ市、ガジプール市、コックスバザール市（本調査の対象地域は同４都市を候補としつつ、最終的な支援対象都市は調査結果、及び案件審査等を通じて決定する。）

#### （５）関係省庁・機関

本事業の実施は、地方行政農村開発協同組合省 地方行政総局（Local Government Division 以下「LGD」という。）、LGD の下の専門技術機関として置かれている地方行政技術局（Local Government Engineering Department 以下「LGED」という。）及び対象候補４都市。

### 3. 調査の目的

本調査は、バングラデシュの都市自治体の行財政能力、都市計画、インフラの整備・維持管理に係る現状と課題を整理し、対象都市において、優先度の高い都市インフラ案件の特定、及び同実施と併せて行うべき行財政改善にかかる技術支援の詳細を検討する。具体的には、当該事業の必要性、概要、事業費、実施スケジュール、実施（調達・施工）方法、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境社会面への配慮等、我が国円借款事業として実施するための検討、案件審査に必要な調査を行う。

### 4. 主な相手国調査対象機関

LGD、LGED、対象候補の都市自治体、コックスバザール開発庁等

### 5. 調査の範囲

本調査において、受注者は「3. 調査の目的」を達成するために、「6. 実施方針及び留意事項」に十分に配慮しながら、「7. 調査の内容」に示された業務を行う。また、調査の進捗に応じて、「8. 成果品等」に基づき進捗状況に応じて報告書を作成し、機構に対し説明・協議の上、提出するものとする。

### 6. 実施方針及び留意事項

#### （１）本調査の位置づけ、調査スケジュールについて

本調査は以下の２段階に分けて実施する。

- 1) 基礎情報収集段階：対象都市の行財政システム、都市計画、インフラ整備の現状と課題、予算を含むインフラ整備に係る承認プロセス、中央政府と地方自治体の役割分担等にかかる情報収集、課題分析を行い、JICA事業の支援方針について提案を行い、機構と合意する。

- 2) 事業計画案策定段階：案件形成に必要な追加情報を収集し、円借款の審査に向けた事業計画の策定と審査後の要対応事項につき側面支援を行う。但し、検討過程において調査の工程が変更となる等により審査実施時期における協力が困難となった場合には、機構との協議の下、審査後の要対応事項については実施しない可能性もある。

本調査業務の成果は、機構が本事業に対する円借款の審査を実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本調査で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として扱われるため、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時機構と協議すること。

具体的には、円借款の案件審査を2020年1月頃に予定していることから、上記1)段階の成果である優先事業計画を見定めた上で、2)段階に入るという段取りを踏まず、1)における初期的な検討を済ませた段階で機構と十分協議を行い、調査の早い段階で2)の通り円借款対象候補事業を絞り込むことが必要となる点について留意が必要である。

なお、円借款形成に向けて2019年10月及び12月を目途に機構によるファクトファインディングミッションを予定しているため、本調査の収集事項や検討結果をまとめたプログレスレポートは10月のミッション前まで、インテリムレポートは12月のミッション前までに提出されることを想定している。またミッション派遣中も機構との情報共有・連携を密にし、情報収集や案件検討の側面支援を行う。

一方、当該審査の過程において、本調査業務の結果とは異なる結論となる可能性があるため、バングラデシュ側関係者に本調査の結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。また、対象候補都市から情報収集を行うに際しては、円借款による支援が得られるという過度の期待が生じないように十分注意を行うこと。

## (2) 先行事業のレビュー・ガバナンス改善のための技術支援

JICA は、「1. 本事業の背景」に記載のとおり、ガバナンス分野において ICGP、NOBIDEP、「地方行政強化事業(有償資金協力、2015 年度 L/A 調印)」、C4C、SPGP、「郡自治体機能強化プロジェクト(技術協力、2017 - 2022 年度)」を実施し、中核都市、地方都市、郡の3階層の自治体において円借款、技術協力を展開している。C4Cでは、行政改革計画を作成し、同計画に提案された改革項目を実現するための短期計画である行政改革戦略計画のPDCAサイクルの確立、税の評価及び徴収、歳出計画の実施体制を支援している。また、ICGPでは、包括的なガバナンス改善を目的とし、対象も7分野<sup>1</sup>42項目と多岐に亘って設定した。これらの先行事業から情報収集を十分に行い、教訓を抽出し、本事業の事業内容の策定に活用すること。

本事業では特に、先行する案件以上に、対象都市のインフラ整備に関連する行財政能力の強化に重点を置くことを想定している。具体的には、都市計画の妥当性、インフラ整備事業における予算策定・執行管理、事業計画の策定、用地取得の計画的な実施、事業実施段階における事業管理能力、維持管理体制の構築等、対象都市のインフラ整備に係る管理・実施能力を、サブプロジェクトの実施を通じて強化していくことを想定している。上記の先行事業の成果・教訓を十分に分析しつつ、本事業におけるガバナンス改善分野及び活動内容を提言すること。

さらに、JICA はガバナンス分野において、公共投資事業の申請・審査・承認プロセ

<sup>1</sup> 7分野：①情報公開、②行政改革、③税務改革、④財政改革、⑤市民参加、⑥都市開発・環境、⑦法・秩序

スの改善や国家健全性戦略（NIS）の実施体制強化等の支援を実施中。本事業とこれら関連事業との具体的な連携、成果活用方法についても本調査にて確認する。

### （３）対象候補都市の特徴と都市間の差異

本事業の候補都市のうち、ナラヤンガンジ市、コミラ市、ガジプール市は、バングラデシュに 12 設置されている中核都市のうち、比較的新しく中核都市に指定された都市であり、先行して実施中の ICGP、C4C の支援対象でもあるため、相当程度の情報蓄積が行われている。これらの 3 都市は、ダッカの周辺地域に位置し、日本企業の進出が見込まれている。各都市におけるサブプロジェクトの優先順位に加え、ダッカを中心とする経済圏における各都市の位置づけ、進出が見込まれる日本企業への裨益等の観点を踏まえ、サブプロジェクトの候補を検討する必要がある。

一方、コックスバザール市は、中核都市に次ぐ規模の地方都市であるが、日本が重点的な支援を行っている「ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）」に位置し、当該地域の中心として発展することが見込まれる都市である。しかし、コックスバザールについては、過去の類似案件の実施実績がないため、本調査においてを重点的に調査する必要がある。各候補都市の行財政能力、インフラ整備能力は都市によって大きく異なるため、各都市における必要な調査期間の検討を行うにあたっては、既存情報量や、各都市の能力も考慮に入れ、効率的な体制を検討する必要がある。

### （４）コックスバザール市周辺都市調査

コックスバザール市の周辺地域では、マタバリ港建設を中心とした大規模な地域総合開発が検討されており、今後大規模な地域的人口変動により、コックスバザール市への影響も想定される。そのため、コックスバザール市に関する調査の一環として、コックスバザール市の周辺地域に位置するチャカリア市及びモヘシュカリ市のインフラの現状を把握し、両市の都市マスタープラン改訂にあたりインフラ整備の観点から必要な情報（人口変動を含む財務状況、組織体制、インフラ需要等）を収集・分析する。

### （５）インフラ整備計画の策定・改訂

先行する ICGP 同様、本調査では、土地利用計画や都市施設整備、市街地整備事業等について、都市構造を見直し、図面上にそれらを規定するような、いわゆる都市開発マスタープランを策定することは想定していない。本調査内で検討するインフラ整備計画は、目に見える開発効果を迅速に提供することを主眼とするものであり、既存の各都市の開発計画を十分に参照しつつ短中期（中期で 5 年程度を目安とする）の計画を作成することとする。コックスバザール市を除く 3 都市については、ICGP 開始時に作成され、その後年度毎に更新されているため、本調査では、その後の状況の変化に応じた改訂を行う。コックスバザール市に関しても、新たな都市計画マスタープラン策定は想定しておらず、既存の開発計画を確認・レビューの上、本事業実施にあたり必要な短中期のインフラ整備計画を策定する。

また、サブプロジェクトの選定にあたっては各都市の実施能力も念頭に事業の適正な規模、上位の都市計画との関係や位置づけを考慮して決定する必要がある。既存の開発計画については、主なものだけでも、住宅公共事業省都市開発局が過去に作成した都市計画、都市部に設けられている開発機関が作成している都市開発計画、LGED が自国財源により進めている都市マスタープラン（District Town Infrastructure Development Project : DTIDP）があり、インフラ整備計画は、中央政府レベルの開発計画との整合性を確保する必要性がある。このため、インフラ整備計画の策定にあた

っては、中央政府との連携・調整をとるとともに、この連携・調整を図っていくためのシステムについて、組織制度改善案として具体的に提言すること。

#### (6) サブプロジェクト実施における関連事業の知見の活用・留意点

JICAは、バングラデシュにおいて、長年様々な分野での協力を行っており、そうした知見を可能な限りサブプロジェクトの実施に活用するよう留意すること。一例として、廃棄物関連の設備を支援対象とする場合は、ダッカを中心に過去10年以上にわたり技協・無償で支援した廃棄物管理のノウハウ活用（日本式ごみ収集車等の機材を用いた収集体制の改善、ごみ中間処理量の削減に向けた3R推進等）を検討する<sup>2</sup>。

なお、廃棄物セクターの施設整備は、バングラデシュ側から支援期待が高く、都市部における喫緊の課題と考えられるため、本事業の対象セクターとしているが、同セクターの支援検討に当たっては環境面・社会面の十分な配慮と情報収集を行う。

#### (7) 円借款資金供与承認にかかる行財政改善の基準設定（評価項目、指標）

本事業では、開発計画及びインフラ整備にかかる行財政能力強化と、都市インフラ整備を一体的に支援する観点から、インフラ整備に関連する行財政能力の評価体系を作成し、事業期間内において、インフラ整備計画→個別事業のF/S策定、予算策定・執行管理→事業の計画・事業管理、維持管理体制の構築というサイクルを複数回のバッチに分け実施する成果連動型案件（予め定められた行財政能力の評価体系に基づき、改善進捗が認められる場合に、インフラ整備のための資金供与が行われる仕組み）として案件形成する。指標設定にあたっては、上記(3)の各都市における能力の違いに留意しつつ、都市自治体のインセンティブを高める評価項目・指標の検討を行う。評価体系は、バングラデシュ政府が既に導入している行財政能力強化の指標や枠組みとの整合性にも留意する。

#### (8) 他ドナー支援のレビュー

本事業と同分野での支援として、他ドナーでは、アジア開発銀行（以下「ADB」という。）が、ガバナンス指標とインフラ整備を組み合わせた事業「Urban Governance and Infrastructure Improvement Project (UGIIP)」を3期にわたって実施中。また、世界銀行（以下「世銀」という。）は、Municipal Governance and Services Project (MGSP) を実施中であり、ADBプロジェクトと整合性のある指標を設定している。ADB、世銀事業は、インフラ整備に限らずガバナンス分野全般の改善に向け、インフラをインセンティブに支援する案件内容である。他方、本事業は、インセンティブとなるインフラの整備、維持管理能力に主眼を置いたガバナンス指標（計画策定、予算申請・承認プロセス、土地収用、進捗管理等）に絞り、インフラ整備のサイクル（都市のインフラ整備計画→個別事業のF/S策定、予算策定・執行管理→事業の計画・事業管理、維持管理体制の構築）に合わせ支援するアプローチを採用予定であり、他ドナーによるガバナンス改善支援との方向性、内容の違いを本調査にて整理する必要がある。

#### (9) 環境社会配慮

本事業で想定されるサブプロジェクトについては、環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つプロジェクトは含めない想定であるが、小規模な用地取得や住民移転を伴うサブプロジェクトがある場合は、本調査の段階において、JICA環境ガイドライン(2010年4月)に基づき、各優先プロジェクトの簡易住民移転計画の策

<sup>2</sup> 具体的な活用アイデアをプロポーザルにて提案すること。

定支援を行う。また、バングラデシュ国内の環境保全法(The Environmental Conservation Act, 1995)、環境保全規則(The Environmental Conservation Rules, 1997)において、Redカテゴリに分類されるサブプロジェクトについては、上記関係法令に基づき、環境アセスメント報告書案の作成支援を行うこととする。

#### (10) 安全対策

本事業サイトについては、外務省海外安全情報がレベル2の地域に該当するため、事業関係者の治安面の安全を確保するための事業サイト等の安全対策を十分検討する。計画内容の策定に当たっては、機構の安全対策ガイダンスも参考にしつつ、本事業実施において必要と考えられる安全対策案を検討し、提案すること。

### 7. 調査の内容

上記「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。

#### 【基礎情報収集段階：プロGRESS・レポート提出まで】

##### (1) 事前の関連資料・情報収集／インセプションレポート作成

既存の関連資料を参照し、本案件の内容、背景、バングラデシュの地方行政関連情報等を把握するJICA南アジア部と打合せを行い、調査全体の方針、現地での調査項目・方法及び現地調査工程の確認、協議を行う。その上で、現地で追加収集する必要がある資料やデータ、訪問先を予め整理し、英文質問票として取りまとめる。

これを踏まえ、インセプションレポートを作成し、主な調査対象機関(LGD、LGED、候補対象都市等)に対し、調査の目的、内容、スケジュール等の調査概要につき説明・意見交換を行う。

##### (2) 都市における行財政・インフラ整備状況に係る情報収集・分析

###### 1) バングラデシュ政府の地方行政にかかる政策、対象都市の開発計画のレビュー

国家開発計画、関連するセクターの開発計画・政策、開発プログラム、自治体レベルの開発計画、地方自治体強化の政策・計画、開発・投資プロジェクト等をレビューし、調査対象地域におけるバ国政府の開発政策を整理・分析する。

また、都市自治体のインフラ整備・維持管理に関する、中央省庁、実施機関、都市自治体の責任と役割(規模・内容による違い等を含む。)、及び中央政府の監督機能、承認手続きを確認する。

###### 2) 対象候補都市における関連資料・情報の収集・現状把握

以下の内容を含め、対象候補都市の関連情報収集・現状把握を行う。ナラヤンガンジ市、コミラ市、ガジプール市については、先行するICGP、C4Cで収集した情報を十分に活用することとし、既存情報が十分ではないコックスバザール市を重点的に情報収集することを想定。

- ① 自然条件(気候・気象、水文、地形・地質、土壌、植生、水害可能性等)
- ② 社会情勢(人口、所得水準、社会構造、教育状況、住民組織、社会サービス等)
- ③ 産業構造(農業、工業、商業、サービス業)
- ④ 行政組織・制度等(行政機構、都市開発や公共事業にかかる関連法や税制、組織体制、各部局の職掌等)等)
- ⑤ 財政状況(歳入・歳出(中央政府からの補助金、ドナー資金の有無、予算規模、徴税状況を含む))
- ⑥ 投資環境、投資計画



- ⑦ 都市計画、土地利用計画
- ⑧ インフラ施設整備状況（道路、雨水排水、上下水、橋梁、灌漑、通信、電力、廃棄物等）
- ⑨ インフラ施設の整備、維持管理に関連する法令や技術基準

### 3) 課題の分析、抽出

上記の情報収集の結果を基に、以下の点に関して課題の分析、抽出を行う。

- ① 対象候補都市におけるインフラの整備、維持管理の課題
- ② 対象候補都市における行財政面における課題
- ③ 地方自治体・中央政府間のインフラ整備、行財政面にかかる組織及び手続上の課題

### 4) 先行プロジェクトのレビュー

先行して実施中のICGPにおけるガバナンス改善指標の達成度、指標の適切性・課題をレビューする。また、ADB、世銀等他ドナーの実施するプロジェクトの進捗や課題、指標の適切性についても確認する。あわせて、本事業と関連するJICAの先行プロジェクト（技術協力、資金協力）をとりまとめ、本事業との連携、成果活用方法を検討する。

### 5) コックスバザール市の周辺地域の調査

コックスバザール市の周辺地域（チャカリア市及びモヘシュカリ市）のインフラ現状把握・分析、チャカリア市及びモヘシュカリ市の都市マスタープラン改訂にあたりインフラ整備の観点から必要な情報（人口変動を含む財務状況、組織体制、インフラ需要等）の収集・分析を行う。

### 6) 対象候補都市の開発の方向性の検討・開発ビジョンの設定

これまでの情報収集及び課題分析、抽出の結果を基に対象候補都市の開発の方向性を検討し、ビジョンを設定する。住民代表等とのステークホルダー協議の内容を踏まえ、インフラ整備計画を検討していくうえで軸となる方向性を明瞭に示すものとする。その際、「第6条 実施方針及び留意事項」に記載のとおり、本プロジェクトのインフラ整備計画は既存の開発計画を参照した短中期のものとなることに留意する。

なお、短中期の計画であっても、インフラ整備の基本的な需要を検証するため、人口動態や産業動態などの社会経済フレームの検討や都市インフラの配置バランス検証などを考慮すること。

### 7) インフラ整備計画の策定・改訂

上記6)の各都市における開発ビジョンに従い、インフラ整備計画を策定・改訂する。計画策定にあたっては、優先順位や妥当性・必要性が客観的にみて明確であるよう留意すること。

また、インフラ整備計画には中央政府等により所掌・計画されている事業（電力、水、ガス供給等）、他ドナーによる支援についても組み入れ、対象候補都市における主たるインフラ整備事業が把握できるようなものとする。

計画策定にあたっては、ステークホルダーとの協議を十分に行い、協議の経過や結論などプロセスの記録も丁寧に行っておくこと。

### 8) 優先サブプロジェクトの評価指標の検討

本事業において整備対象とするサブプロジェクト（対象となる可能性があるサブプロジェクト群）を特定するための評価指標（評価の方法を含め）を検討する。

本事業が、クイックインパクトを優先することから、指標検討にあたっては、上位都市計画や開発ビジョンとの整合性や、経済性、必要性等の観点に加え、各対象都市

のキャパシティに見合った適正な事業規模や技術レベルであるかどうか、環境社会配慮面の影響が限定的であるか等の観点も考慮する<sup>3</sup>。

#### 9) 優先プロジェクトの優先順位づけ

上記8)で検討した評価指標を基に、上記7)で策定されるインフラ整備計画における優先プロジェクトリストの特定を行う。また、優先プロジェクトリストのうち、特に優先度の高いサブプロジェクトについて、対象都市の現状のインフラ整備面、行財政面の能力等を勘案し、最初のバッチ（以下「第一バッチ」という。）で取り上げるサブプロジェクト群として取りまとめる。検討にあたっては、先方政府関係者やその他のステークホルダーと十分な協議を行うこと。

#### 10) 円借款資金供与承認にかかる行財政改善の基準設定

本事業は、開発計画及びインフラ整備にかかる行財政能力強化と都市インフラ整備を一体的に行うことを主眼とし、行財政能力の改善の進捗に応じたインフラ整備に係る資金供与システムを採用する。インフラ整備計画、個別プロジェクトのF/S策定、予算策定・執行管理、事業の計画・事業管理（調達、土地収用、施工監理等）、維持管理体制構築等にかかる行財政能力の向上を測る評価指標を検討する。指標検討にあたっては、各都市の能力を勘案しつつ対象都市間の競争意欲を高める評価体系を検討する。また、「国家健全性戦略支援プロジェクト」（技術協力、2014-2017年度）にて内閣府に対し支援した情報公開制度、公聴会制度や「公共投資管理強化プロジェクト（フェーズ2）」（技術協力、2013-2017年度）で計画省に対し支援した公共投資事業の申請・審査・承認プロセスの改善等他のJICAの協力による成果を活かした指標も検討する。

#### 11) 本事業における技術支援内容の検討

対象都市が円借款資金供与承認を得るために必要な指標達成やインフラ整備能力の強化を支援するために行財政能力向上のための活動計画・研修計画を策定し、本事業における支援内容を整理する。検討にあたっては、ICGP、C4C、SPGP等で作成したガイドラインや実施状況等、他のJICAの協力による成果の活用も検討する。

12) 上記(1)及び(2)11)までの結果、進捗状況についてプログレスレポートに取りまとめ、JICAに提出する。

### (3) 第一回ファクトファインディングミッションへの協力

2019年10月上旬頃機構が派遣予定の第一回ファクトファインディングミッション前に調査の中間報告を行う。また、ミッションの日程に一部同行し、情報共有や案件検討に向けた支援を行う<sup>4</sup>。

## 【事業計画案策定段階：プログレスレポート提出以降】

### (4) 事業計画案の策定

#### 1) プログレスレポートの共有

プログレスレポートの結果をバングラデシュ政府関係者、実施機関に報告し、今後の支援方向性につき意見交換しコメントを取り付ける。レポートの内容については、先方政府関係者との協議に先駆け、JICAと十分に協議を行うこと。

#### 2) 優先プロジェクトの概略計画の策定

<sup>3</sup> 指標設定の具体的な検討方針をプロポーザルにて提案すること。

<sup>4</sup> 但し、今後の検討過程において、ミッションへの同行が不要となる可能性がある。その場合、業務内容の削減（特記仕様書の変更）となるため、契約金額を含めた契約変更を行う。なお、「第一回ファクトファインディングミッションへの協力」にかかる業務量としては、現地業務日数3日として見積書を作成すること。

上記（３）９）で特定される優先度が高いと判断されるプロジェクト（群）について概略計画の策定を行う。概略計画には概略設計・施工計画・事業実施体制・運営維持管理体制・概略事業費・スケジュール等を含むものとする。概略事業費算出にあたっては、機構からその方法を指示することがある。

① 事業実施部局の体制について、以下の点を確認・検討する。

- a. 事業実施部局のメンバー構成（役職、人数、各役職の TOR）
- b. 上記 a を達成するための人員雇用計画
- c. 外部から人を雇用する場合は、その TOR・選定方法・選考資格・給与水準
- d. 事業実施部局員のトレーニング計画の策定

② 運営・維持管理部局の体制について、以下の点を確認・検討する。

- a. 実施機関における維持管理・運営部局のメンバー構成（役職、人数、各役職の TOR）
- b. 上記 a を達成するための人員雇用計画
- c. 外部から人を雇用する場合は、その TOR・選定方法・選考資格・給与水準
- d. 維持管理・運営部局員のトレーニング計画の策定

③ 想定円借款事業に係る事業費の積算

プロジェクトの概略事業費については、以下に従って積算を行う。

ア) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、ファイナルレポートには事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載しない。

- a. 本体事業費
- b. 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- c. 本体事業費に関する予備費
- d. 建中金利
- e. フロントエンドフィー
- f. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- g. その他 1（融資非適格項目）
  - ① 用地補償等
  - ② 関税・税金
  - ③ 事業実施者の一般管理費
- h. その他 2
  - ① 移転地整備にかかる費用
  - ② 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
  - ③ 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

このうち、下線部についてはその算出方法等を JICA から指示することがある。

イ) 事業費の算出様式

事業については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出するコスト積算支援ツールの動作環境は、64bit 版 Windows OS（10 以上）、32bit 版 Microsoft Office（2016 以上）を推奨。Macintosh は推奨しない。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

ウ) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月版）を参照する。

## エ) 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

## オ) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を別途JICAが指示する様式にとりまとめ、提出する。

## カ) 類似案件との概略事業費等の比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナーやバングラデシュ政府等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」（様式の指定なし）を簡便に作成し、上記で実施した概略事業費の妥当性を示す資料として同時に提出する。

- 実施時期
- 事業費（総事業費及び内訳）
- 設計条件・仕様
- 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）
- 契約条件（総価方式／BQ方式、支払条件（履行保証の有無等）等）
- 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

## 3) 本事業に係る実施スケジュールの検討

スケジュールをバーチャートで作成する。コンサルタントの選定手続きの内訳（ショートリスト・コンサルタント選定書類作成・プロポーザル作成期間・プロポーザル評価・契約交渉・契約締結）も示す。

## 4) 本事業実施にかかる調達・契約方法の検討

- ① 本事業を円借款として実施する場合の調達・契約方法を整理する。また、その円滑な実施方法に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。特に事業実施に際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して、「調達方法（案）」として別途機構に提出する。なお、本事業で支援予定のサブプロジェクトの業者選定は、現地業者限定入札（Local Competitive Bidding）の適用が想定される。

### a. 当国における類似事業の調達事情

- ・ 一般土木工事の入札と契約に係る一般事情
- ・ 現地コンサルタント（詳細設計、入札支援、施工監理）の一般事情
- ・ 現地施工業者の一般事情（実績、所有する建設機材等）
- ・ 必要な資材及び機材の調達事情

### b. 入札方法、契約条件の設定

- ・ 契約約款、契約条件書等の設定の基本方針など

### c. コンサルタントの選考方法

- ・ ショート・リストの策定プロセス
- ・ コンサルタントのプロポーザル評価の承認に係る権限・プロセス等

### d. 施工業者の選定方法

- ・ PQ: Pre-Qualification条件の設定
- ・ 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注）の考え方
- ・ 入札段階（書類作成、評価等）の承認の権限、プロセスなど

- ② 本事業におけるリスクを、過去の円借款の事例を参考に分析し、必要に応じて対策を提案する。

- ③ 施工期間中の安全対策について留意点を検討・整理する。
- ④ 調達・契約にかかる技術支援の必要性を検討し、必要と認められる場合にはその内容について提案する。

#### 5) 事業効果

本事業における定量的指標（運用・効果指標）をサブプロジェクトの分野ごと、関連する行財政分野ごとに設定し、ベースライン値とともに円借款事業完成後2年を目標とした目標年の目標値を設定する。

#### 6) 本事業実施に係るコンサルティング・サービスの実施計画案の検討

本事業実施において必要となるコンサルティング・サービスの内容（TOR案）及びその規模（M/M）、コストブレイクダウンについて計画する。TORには、目的、詳細な業務内容、実施機関からの必要なサポート、レポート作成、「コンサルタント雇用ガイドライン」（2012年4月）に基づく必要な記載事項等を含める。

なお、本事業においては、先行するICGPでのコンサルティング・サービスの実施状況を十分にレビューし、インフラ事業実施、及び行財政能力改善にかかるモニタリング・評価支援、技術支援、研修計画策定等、必要なTORを検討することとする。

#### 7) 治安に関する安全対策

事業サイト等の治安面の安全対策に関し、現地の治安情勢を確認の上、サイトの物理的防御、監視・警備、事業関係者の移動体制、通信機器その他必要と考えられる事項について先方治安当局及び実施機関等との協議を経て計画する。計画案については先方政府に説明する。また、先方の脅威認識、安全対策案を確認する。

#### 8) 環境社会配慮

①バングラデシュ政府の環境法令及び「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）（以下、JICA環境ガイドライン（2010年4月））に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領（2017年4月）」に基づくこととする。バングラデシュ環境法令上環境アセスメント報告書の提出が必要となる場合は、環境アセスメント報告書の作成支援を行う。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA環境ガイドライン（2010年4月）＜参考資料＞の環境チェックリスト案、モニタリングフォーム案を作成する。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

②環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

ア) ベースとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。)

イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

- ・ 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等<sup>5</sup>
- ・ JICA環境ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法
- ・ 関係機関の役割

ウ) スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施

<sup>5</sup> JICA環境ガイドライン上、環境カテゴリがB、CもしくはFIであり、相手国法によりEIAの承認が義務付けられている事業について、JICAが事業を行うことになる場合には、その事業の審査までに承認されることの必要性を協力準備調査で説明し、同承認作業が早期に行われるよう働きかける。

エ) 影響の予測

オ) 影響の評価及び代替案(「プロジェクトを実施しない」案を含む)の比較検討

カ) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討

キ) 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用等)(案)の作成

ク) 予算、財源、実施体制の明確化

ケ) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

(<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline01.pdf>)

ウ) ~ケ) は第一バッチで想定されるサブプロジェクトのみを対象とし、第二バッチ以降の環境社会配慮は本事業のコンサルティング・サービスの中で実施する。

9) (大規模ではない住民移転もしくは用地取得が発生する場合)簡易住民移転計画案の作成支援

JICA環境ガイドライン(2010年4月)及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下①~⑫のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projectsも参照する。また、報告書の作成においては、「環境社会配慮カテゴリB案件報告書執筆要領(2017年4月)」に基づくこととする。簡易住民移転計画案の策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果もJICAへ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA環境ガイドライン(2010年4月)と乖離がある場合、その解消策を提案する。

- ① 用地取得・住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)・樹木や作物の伐採等の必要性
- ② 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- ③ 事業対象地の占有者の最低20%を対象とした家計・生活調査結果
- ④ 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- ⑤ 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- ⑥ 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- ⑦ 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- ⑧ 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、先方政府より委託を受けるコンサルタント、NGO等)の特定及びその責務
- ⑨ 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- ⑩ 費用と財源
- ⑪ 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- ⑫ 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略について

ては、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

10) 上記(4)9)までの結果、進捗状況についてインテリムレポートに取りまとめ、JICAに提出する。また、バングラデシュ政府関係者に対して報告するためワークショップを開催し、コメントを取り付ける。

#### (5) アプレイザルミッションへの協力

2020年1月下旬頃に機構が派遣予定のアプレイザルミッション前に調査の中間報告を行う。また、ミッション派遣中も情報共有や案件検討に向けた支援を随時行う<sup>6</sup>。

#### (6) Development Project Proposal(DPP)の申請支援

DPP(当国政府内での事業承認のために必要なペーパー)策定・申請に係る側面支援を行う。

#### (7) ドラフトファイナルレポートの作成

本調査の結果を全て取りまとめ、ドラフトファイナルレポートとして取りまとめ、機構との協議・確認を経た上で、バングラデシュ政府に提出し、内容を協議・確認する。

#### (8) ファイナルレポートの作成

バングラデシュ政府関係者等へのドラフトファイナルレポートの説明・協議を踏まえ、ファイナルレポート(成果品)を作成する。

## 8. 成果品等

### (1) 調査報告書

調査の各段階にて作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとし、提出期限は2020年4月20日とする。各報告書へ記載する内容は、「7. 調査の内容」を参照。

各報告書のバングラデシュ政府への説明・協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得ること。

#### 1) インセプションレポート

提出時期：調査開始時(2019年8月下旬)

部数：英文6部、和文4部

#### 2) プロGRESSレポート

提出時期：2019年10月上旬

部数：英文6部、和文4部

#### 3) インテリムレポート

提出時期：2019年12月上旬

部数：英文6部、和文4部

#### 4) ドラフトファイナルレポート

<sup>6</sup> 但し、今後の検討過程においてミッションへの協力が困難となる場合には、機構との協議の下、本対応事項については実施しない。その場合、業務内容の削減(特記仕様書の変更)となるため、契約金額を含めた契約変更を行う。なお、「アプレイザルミッションへの協力」にかかる業務量としては、現地業務日数3日として見積書を作成してください。

提出時期：2019年3月下旬

部 数：英文6部、和文要約版4部

5) ファイナルレポート

提出期限：2020年4月20日

部 数：英文（製本版8部、簡易製本版8部、CD-R10枚）

和文要約版（製本版5部、簡易製本版5部、CD-R5枚）

(2) その他の提出物

先方政府機関との面談については議事録を作成し、速やかに機構に提出すること。

また、各報告書にかかる意見交換会やセミナーについては、議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、速やかに機構に提出すること。

あわせて、案件別安全対策検討シート（案）を作成し、機構に提出すること。



### 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

#### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

##### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

###### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：地方都市開発、インフラ整備開発に係る各種業務

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

##### (2) 業務の実施方針等

###### 1) 業務実施の基本方針

###### 2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) その他

##### (3) 業務従事予定者の経験、能力

###### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

###### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／事業計画策定（2号）
- 都市行財政①（2号）
- 都市計画（3号）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／事業計画策定）】

- a) 類似業務経験の分野：地方都市開発・インフラ整備に関する各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ及びその他途上国
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 都市行財政①】

- a) 類似業務経験の分野：ガバナンス（地方行政）に関する各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ及びその他途上国

c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 都市計画】

a) 類似業務経験の分野：地方都市開発に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ及びその他途上国

c) 語学能力：なし

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2019年8月下旬より業務を開始し、2019年10月上旬を目途にプロGRESSレポートを提出する。その後業務を継続し、2019年12月上旬をめぐりにインテリムレポートを提出し、2020年3月中旬までにドラフトファイナルレポート、2020年4月下旬までに準備調査報告書を作成・提出する。また、プロGRESSレポート、インテリムレポート及びドラフトファイナルレポートの作成に当たっては、作成前にLGD、LGED、対象候補都市と各時点での調査結果及びその後の調査内容・計画について十分に協議し、本調査の調査項目の変更の可否について検討すること。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 28.00M/M

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／事業計画策定（2号）
- ② 都市行財政①（2号）
- ③ 都市行財政②
- ④ 都市計画（3号）
- ⑤ インフラ開発①
- ⑥ インフラ開発②
- ⑦ インフラ開発③
- ⑧ 環境社会配慮
- ⑨ 事業計画策定補佐／調達

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- コックスバザール周辺都市調査

その他の調査については再委託による実施は想定していないが、ローカルコンサルタント等を活用することは認める。必要な経費は、競争参加者が想定する内容に応じ、再委託経費又は特殊傭人費（一般業務費）として計上すること。

(4) 対象国の便宜供与

本調査実施に当たり、コンサルタントは独自で調査を遂行することが求められているが、適宜現地の状況や先方政府へのヒアリングが必要であるなど、便宜供与にかかるJICAバングラデシュ事務所の支援を必要とする場合は、JICA南アジア部またはバングラデシュ事務所に連絡・協議すること。

(5) 安全管理（実質的な行動規範が策定されている国・地域のみに限る。）

- 1) 現地調査／業務の実施に際しては、機構の安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・渡航後には必ず以下を行うと共に、関係者の渡航計画及びこれらの実施状況を機構所定の書式により渡航前（遅くとも出発の14営業日前）に予め連絡し、機構の承認を得ること。

（渡航前）

機構が行う安全対策研修・訓練の受講：

本事業の業務従事者のうち、必ず1名は「安全対策研修」（対面座学）又は「テロ対策実技訓練」を受講すること。また、それ以外の業務従事者は必ず全員「安全対策研修」（Web）を受講すること。

機構安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング：

全業務従事者（日本語を理解できる再委託先の従事者がいる場合、当該従事者を含む。）が各渡航の度に必ずブリーフィングを受けること。

外務省「たびレジ」への登録：

全業務従事者が各自登録を行うこと。

機構事務所への連絡先等情報提供：

安全情報メーリングリスト及び緊急時用SMSへの登録のため、全業務従事者の登録用のメールアドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式により機構に提供すること。

また、ダッカ出入国便も含めたバングラデシュ滞在スケジュールにつき連絡すること。

（渡航後）

バングラデシュ到着後、速やかに機構事務所によるブリーフィングを受けること。

- 2) 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを業務従事者ごとに確保（可能な限り複数）し、モバイルデータ通信や無線LAN接続可能な携帯電話（スマートフォン等）に加え、可能な限りチームごとに無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター、現地にて入手可能）等を用意すること。通信手段を複数持つ際は、可能な限り別のキャリアの利用を検討すること。
- 3) バングラデシュ国内での安全対策については、機構バングラデシュ事務所の指示に従い、執務室以外への訪問については予め日程表を同事務所に提出して承認を得るとともに、現地調査／業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかに同事務所へ報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定して、柔軟に対応するよう留意するものとし、宿泊場所や執務場所についても、同事務所と協議の上、決定し確保すること。

- 4) 宿泊場所は、機構バングラデシュ事務所が安全状況を確認したホテル（現在ダッカ市内に12か所を指定している）に限定する。
- 5) 現地調査中の執務室については実施機関が提供する施設を想定しているが、機構の安全基準を満たす必要があるため、機構バングラデシュ事務所と十分に協議の上、必要な措置を講じなければならない。その結果、追加的な防護措置等の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められる場合には、契約からの支出を行うことができる（要すれば契約額の増額を協議する）。
- 6) ダッカ市外への訪問は、機構バングラデシュ事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められる。バングラデシュ警察による武装警護の帯同が必要な場合、その手配は実施機関を通じて行うこと。実施機関を通じた手配が困難な場合には、機構バングラデシュ事務所に相談すること。
- 7) 現地再委託を行う場合であって、再委託業者が第三国からの調達となった場合は、再委託先が業務の実施にあたって適切な安全対策を講じることができるよう、契約に必要事項・経費を盛り込むこと。また、緊急事態発生時には、再委託業者が受注者と協議しつつその指示に従うことを契約にて確保すると共に、受注者や再委託業者が国外退避する必要性が生じた場合に当該契約がその障害とならないよう、不可抗力条項等を盛り込むことを検討すること。また、不可抗力発生時に双方が協議して別途対応するなどの条項を設けておくこと。
- 8) 現地滞在期間は必要最小限とする。また、バングラデシュの発着便は、金曜日午後及び宗教上の記念日に空港・市内間の移動を要する時間帯を極力避けることとする。
- 9) 現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。
- 10) 上記に掲げるもののほか、現地の治安状況等に照らして安全確保のために必要と考える措置がある場合には、安全対策経費として別見積もりにて計上すること。また、現地渡航後にそのような措置が新たに生じた場合は、機構バングラデシュ事務所に相談すること。同事務所との協議の結果、措置の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められるものについては、契約からの支出を行うことができる（要すれば契約額の増額を協議する）。

### 3. プロポーザル作成上の条件

#### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

#### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

### 4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation\\_qcbs.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html))

(1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

(2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

1) 旅費（その他：戦争特約保険料）

- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (3) 消費税及び地方消費税（税率：10%）を含めて見積もってください。
- (4) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額です。また、業務実施に際して、各費目内訳の中で流用が可能です。

【記載例】

1) 現地再委託費（再委託費）： 10,000 千円

➢ コックスバザール周辺都市調査 10,000 千円

注) 上記の定額で想定される業務量（すなわち特記仕様書（案）の内容）を大幅に超える提案を行う場合であっても、プロポーザルでの提案は特記仕様書案の範囲を大きく逸脱しないものとし、それを上回る提案内容とそれに対する見積金額（見積書とは別に分けて見積ること。）については、見積書に同封（密封）して提案してください。当該提案については、契約交渉において、協議の対象とします。

- (5) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。

東京⇒バンコク⇒ダッカ（タイ国際航空）

東京⇒シンガポール⇒ダッカ（シンガポール航空）

- (6) その他留意事項

1) バングラデシュ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から当機構が宿泊先を制限（指定）しているため、宿泊料については、一律 13,500 円／泊（税抜き）として計上してください。ただし、滞在日数が30日又は60日を超える場合の低減は適用するものとします。

なお、国内の宿泊先の制限（指定）が解除される等、状況の変化があった場合、継続契約（契約履行期間を分割して個別に契約書を締結する場合において、状況の変化後に新しく契約書を締結する場合）においては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS 方式対応版）」に基づく宿泊料の積算を求めることとなります。

## 6. 閲覧資料等

- (1) 配布資料

- 安全対策ガイダンス
- IRR 算出マニュアル
- 環境社会配慮カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2017 年 4 月）

- (2) 公開資料

- 包括的中核都市機能強化事業事前評価  
[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014\\_BD-P79\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_BD-P79_1_s.pdf)
- 中核都市包括的開発機能強化プロジェクト事前評価  
[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012\\_1200030\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_1200030_1_s.pdf)

- (3) 配布資料（ハードコピーの個別配布）

以下の資料については、取り扱いに注意が必要であるため、電子データによる配布は行わず、希望者にハードコピーを配布します。希望者は、JICA 南アジア部

南アジア第四課（03-5226-8677 4rtd4@jica.go.jp）までご連絡ください。

- 中核都市包括的開発機能強化プロジェクトファイナルレポート（和文要約）
- 包括的中核都市機能強化事業ガバナンスパフォーマンスレビュー結果

別紙：プロポーザル評価配点表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	(50.00)	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	(34.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／事業計画策定	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
② 副業務主任者の経験・能力：	( )	(11.00)
ア) 類似業務の経験		4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1.00
ウ) 語学力		2.00
エ) 業務主任者等としての経験		2.00
オ) その他学位、資格等		2.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	(4.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
イ) 業務管理体制	—	4.00
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：都市行財政①</b>	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
<b>(3) 業務従事者の経験・能力：都市計画</b>	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	



## 第4章 契約書（案）

### 業務実施契約書（案）

- |   |      |                              |
|---|------|------------------------------|
| 1 | 業務名称 | 都市機能強化事業準備調査                 |
| 2 | 対象国名 | バングラデシュ国                     |
| 3 | 履行期間 | 2019年8月29日から<br>2020年5月29日まで |
| 4 | 契約金額 | 円<br>(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)    |

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

#### （契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「契約約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」
- (5) 附属書Ⅳ「業務従事者名簿」

#### （監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員：南アジア部南アジア第4課の課長
- (2) 分任監督職員：バングラデシュ事務所次長／なし

#### （契約の分割）

第○条 発注者及び受注者は、本契約の対象業務が、附属書Ⅱ「特記仕様書」において、次の各号に掲げる契約期間に分割して記載されている業務のうち、第○期に係る業務であることを確認する。

- (1) 第○期：○○年○月～○○年○月
- (2) 第○期：○○年○月～○○年○月
- (3) 第○期：○○年○月～○○年○月

2 発注者及び受注者は、附属書Ⅱ「特記仕様書」に記載されている業務のうち、第○期及び第○期に係る業務について、本契約履行後、発注者及び受注者で協議の上、別途契約書を締結するものとする。

#### （契約約款の変更）

第4条 本契約においては、契約約款のうち、次に掲げる条項については、契約約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算

第5項第1号を削除する。

(共通仕様書の変更)

第4条 本契約においては、附属書I「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

(1) 第9条 業務関連ガイドライン

「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2018年5月)」を削除し、「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS対応新方式)(2019年4月)」を挿入する。

(2) 第27条 航空賃の取扱い

本条を削除する。

**【オプション】**

(部分払)

第〇条 業務実施契約約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

(1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成

(中間成果品： 第〇次中間報告書)

(2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成

(中間成果品： ドラフトファイナルレポート)

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2019年〇〇月〇〇日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

## 業務実施契約約款

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「契約約款」をご参照下さい。  
[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/ku57pq00001mp316-att/yakkan\\_201808.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/yakkan_201808.pdf)

---

### [附属書 I ]

#### 共通仕様書

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「附属書 I（共通仕様書）」をご参照下さい。  
[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/ku57pq00001mp316-att/attach01\\_201805.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/attach01_201805.pdf)
-